

社会保障論評22-010号 (作成日: 2022年8月31日)

「ヤングケアラー 二重の困難」 朝日新聞2022年8月30日付朝刊25面

- これは、「家族のケアと、自らの学業や生活費の工面とをどう両立すればいいのか悩み、卒業後も借りた奨学金の返済に苦しむ「ヤングケアラー」がいる。進学時に行われる生活保護制度上の取り扱いが、そんな「二重の困難」を加速させている」という記事である。
- 「ヤングケアラー」「生活保護」「奨学金」という社会的な問題となっている3つのキーワードを組み合わせた記事で、その点では、とても意欲的なものであるが、残念ながら、一つひとつの検証が十分とは思えず、突っ込みどころ満載の状態のものになっている。
- まず、「ヤングケアラー」であるが、その負担は、「精神的」「肉体的」「金銭的」なものに区分されよう。精神疾患のある母との二人暮らしとのことなので、前の2つも大変だろうと思うが、この記事は、「金銭的」負担に力点が置かれて書かれているようである。
- そこで「生活保護」が出て来るのだが、母が生活保護の受給をするようになったのは、子が専門学校から大学に編入した後とのことである。高校を卒業すると生活保護の対象とはならないので、「世帯分離」で母のみが生活保護を受給することになったとしている。
- そして、「食費など生活費にあたる『生活保護』が子どもの分減らされ」としているのだが、これがおかしい。そもそも、生活保護の受給申請は母の分のみだから、減らされる子の分などない。高校卒業前に母子で生活保護を受給していた場合とは異なるのである。
- ここでいう「世帯分離」は、高校を卒業して生活保護の対象とならない子を外して、母のみが受給するために必要となる手続きであって、補助費減額とは関係がない。高校卒業後に「わずかな保護費で暮らす母にはもう頼れない」のは当然で、誤解を招く表現である。
- すべての国民に大学までの教育費用を支援すべきとする考えはあり得るが、現実には、大学には、みんなが通えるわけではなく、経済的理由で進学をあきらめた人も少なくないだろう。そういう人が、この記事を見たら、何を言っているのかと反発する可能性がある。
- 少し不思議なのは、この状態であれば、高校卒業前に生活保護を受給していてもおかしくないように思う。その理由は、推測でしかないが、子の進学を選択肢を、生活保護受給の負い目で狭めなくなかった母の気持ちにあるのではないかと、母子家庭だった私は思う。
- 次に「母の入院など万一に備えた貯金にも回すため、奨学金はほぼ満額に近い月16万円を借りた」という奨学金であるが、生活保護受給の母の入院は医療扶助でカバーされる。ともあれ、「万一」はなかったようなのだから、余分な借入分は手元に残った筈である。
- 「社会福祉法人に就職したのと同時に、毎月4万円の返済が始まった」としているが、余分な借入分をちゃんと残しているのなら、そんなに過酷な負担だろうか。「働きながらいくら返していくことになるのか、知識が足りなかった」というのは甘えにしか思えない。
- 「給付型奨学金」を提唱する向きがあるが、その財源には、大学等に進学できなかった人の税金も入っている。貸付であっても、無事に大学を卒業できたのなら、その知識を用いて進学しなかった場合よりも所得を稼いで返済するのが真っ当ではないのか。(以上)